

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 8 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 8 月 18 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（2 名）

中山行政管理課長、羽山主査

<開会>

【部会長】

それでは、第 8 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開会します。

本日から、経常事業評価のとりまとめを行います。本日は、経常事業 142「学校施設の活用」、経常事業 143「運動広場の開放」、経常事業 147「生涯学習館の管理運営」、経常事業 149「新宿コズミックスポーツセンターの管理運営」、経常事業 148「新宿スポーツセンターの管理運営」、経常事業 11「コミュニティ活動補償制度」、経常事業 12「掲示板の維持管理」をとりまとめていきたいと思えます。

とりまとめの方法としては昨年度と同様に考えています。まず、委員の間で評価が分かれているところを中心に、どちらの評価を部会としての評価とするのかということを決めていきます。それから、総合評価には必ず意見を記入することになっていきますし、また、方向性についての意見などいろいろ書いていただいていますので、そういった意見を部会の意見として述べるかということについても、ここで決める必要があります。

それでは、とりまとめに入りましょう。

まず、経常事業 142「学校施設の活用」です。

こちらについては、事後的に質問をしており、その回答が返ってきています。

一つは、学校施設の活用の目的ということです。目的は、新宿区立学校施設の活用に関する要綱というものにあるということで、その要綱上の目的ですが、区内における屋外運動施設の不足を補完し、もって文化及びスポーツの振興を図ることを目的とする、とされています。

それから、もう一つ、改革改善の内容欄に、「今後の利用者の増加を見据え」とあるが、本当に増加する見込みがあるのかということです。こちらについては、予測は難しいのだけれど

も、こここのところ増えているので、所管課としては、今後も増えるのではないかと考えているようです。

この事業については、総合評価と事業の方向性について、評価が分かれています。まず、この点について意見の調整を図っていきたいと思います。「適当でない」と評価された委員から、意見趣旨についてお話いただけますでしょうか。

【委員】

私が意見を書いたのは、今後、少子・高齢化の中で、学校の生徒がどのくらい不足していくか、内部評価において分析しておいたほうがよかったということです。課のほうでは、施設が不足しているから充実していくのだという方向性でやっているのですが、少子・高齢化の中でどのくらい不足しているのかということを確認してほしいのです。

ただ、人口が増えたり減ったりはいつでもあることなので、例えば10年先を見据えてどのくらい、というような基準を示してほしいと思っています。

【委員】

今、各地域で一つの学校を使ってスポーツ交流会をやっています。ですが、本当はスポーツ交流会だけでなく、地域の人たちを巻き込んでもっと拡大して、総合型スポーツクラブか何かをやっているほしいと思っています。

そういうことを考えると、将来、子どもたちだけでなく、地域住民を含めた学校施設の利用ということが出てくるのではないのでしょうか。

確かに子どもの人数は少なくなっていますが、ただ、遊ぶ場所も少なくなっています。それに、施設が開放されればされるほど、利用者の団体は増えてくるのではないかという感じが、私としてはします。

【委員】

今、言われたことに通じるわけですが、私は、将来に向けてやはり必要だというふうに考えていまして、総合評価のところも、こういう制度をいかしていくということについては適当であるという評価をしました。

ただ、それを、区民も一体になって理解するという総意が出てこないといけないので、そういった意味で、もう少し実績を公開する、あるいは上手に説明しないと、そういう総意が生まれないのではないかと思います。ですが、実態は評価に値する内容であろうと考えますし、適当でないという評価にまでは至りませんでした。

【部会長】

この事業は、あまり計画的な意図はなくて、空いているから使おうという程度の事業なのではないかと思えます。

ただ、今お話を伺っていると、区民の側の期待はやはり大きいと感じました。新宿の子どもたちの遊ぶ場、スポーツをする場が不足しているということですね。

ですから、利用者分析を行ってほしいという意見を書いた委員もいらっしやって、利用者の分析やニーズ調査を行い、どのくらい増加しそうなのかといったようなことをしっかり考えて

推進すべき事業ではないかという気持ちを外部評価委員としては持っている、そういう方向性でまとめるべきところではないかと感じました。

【委員】

私の周りでは、この事業に非常にこれに期待していて、子どもの野球クラブなどが競って利用しています。ぜひ今後とも前向きに実施してほしいと思います。

【委員】

分析ということに関して少し補足させていただくと、本当に子どもや青少年の団体だけなのか、というところがあります。要するに、大人が、空いているから使ってしまうという感じになっているのか、それとも、本当に青少年の団体が場所に困って利用しにきているのか。やはり、そのところ、例えば利用者年齢層や団体の種類などを分析していただく必要があると思うのです。私のような見方をする区民もたくさんいると思うので、そういったところを明示できるようにしたほうがいいと思います。

その分析によって、そういった場をもっとたくさんつくったほうがいいという議論にもつながるかもしれません。いろんな議論のスタートラインにつくためにも、やはり、どんな年齢層の人なのか、どんな目的なのかというところを分析してやっていくということは、とても大事なのではないかと思います。

【部会長】

この要綱を見る限り、子どもに限定していないんじゃないですか。

【委員】

体育館の夜間開放は、大人の団体が使っています。

【部会長】

限定しているわけではありませんよね。

【委員】

限定していないのであれば、余計に調べたほうがいいのではないのでしょうか。

【部会長】

子どもだけが使うということではないようなので、少しそこは工夫が必要になるのですが、区民の期待、特に、今どきの子どもたちにとっての大事な空間であるということを重視して、ということ意見を意見として伝えてもいいのではないかと思います。

【委員】

よろしいでしょうか。事業目的に「団体の育成・支援を通じて」とありますので、例えば子どもの野球チームというようなものが中心であると類推されます、ですので、どういう団体が分かかっていないという感じは、実態的にはないと思います。

【委員】

そうすると、団体ではない一般の子どもと言いますか、学校の休みの日に、学校で何かしたいというような子どもはどうするのでしょうか。

同じような団体がずっと借りているような感じがして、そうすると不公平感があるのではな

いかと思ったのですが。

【部会長】

結局、学校教育法137条を主体とするので、要綱で団体に限定していることが正当なのかということを判断しなければならないと思うのですが、おそらく、学校教育法は、空いていけば使えるというぐらいの規定なのでしょう。それを受けて、新宿区の判断として、条例や要綱により、組織的なスポーツに使える場所が足りないから学校施設を使うことにしようとしたのではないかと思います。

それ自体は、新宿区民が任じている代表者が決めたことだから、否定することはできないと思います。ただ、子どもの個別に外遊びをする権利が著しく害されているのであれば、また話が別だと思うのですが、それはそれでまた別な遊び場があるでしょうということになるかと思えます。

大体、今の議論の流れを少し整理しますと、学校施設が空いていけばそれを有効活用しようという事業なのですが、これに対する区民の期待というのは、新宿区はスポーツする場所が少ないということもあって非常に大きいので、利用者のニーズや実態、それらの増加予測といったところをもう少し精密に推進してほしいということです。

こういう調子で全体をとりまとめていくことができるように思いますが、そこで、評価を適当であるとするか、適当でないとするかということを決めなければなりません。

【委員】

適当であるとしておいて、今の意見を添えておいたらどうですか。適当でないと言えないでしょう。

【委員】

私としては、団体に入っていない子どもたちのことを意図して書いたところもあったのですが、実際、適当でないというほどの根拠もないかなというところもあったので、その他の意見として書かせていただいたままでです。

【部会長】

では、適当でないと言えなさそうだということで、適当であるとしましょう。

先ほどまとめたような意見を、総合評価のところに書いておけばよいでしょう。

あと、受益者負担についての意見については、サービスの負担と担い手のところでまとめて書くことにしましょう。

【委員】

よろしいでしょうか。同様に、協働についても、いわゆる指定管理者任せではなく、登録した団体または個人による自主活動を行う場と認識されていますから、そのように区民に適正利用の責任の一部を担ってもらっていると考えると、これこそ協働の形になっているということで、対象外ではないのではないかと考えました。

【部会長】

これは、委託事業であるからということで対象外と分析されたのでしょうか。委託そのものは

協働に該当しないという定義をしていますので。

しかし、確かに運営委員会という会議体もあるので、やはりそういうところは協働の実践の一場面として大事にさせていただきたいというように書けばいいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

【事務局】

学校施設ですが、今使用料を取っているのは夜間の照明だけで、昼間の校庭等については、所管課は検討中としています。

その部分について、もしご意見があれば、受益者負担若しくは事業の方向性のところにお書きいただくことになろうかと思いますが、所管課のほうでも結論を出しているわけではないので、もし特段のご意見がなければ、このままでいいのではないかと思います。

【部会長】

では、現状の受益者負担は適当なのではないかという書き方にさせていただければと思います。ほかによろしいでしょうか。

では、次の事業に入りましょう。

次は、経常事業143「運動広場の開放」です。適当でないと評価した委員から、問題提起をしていただければと思います。

【委員】

先ほどの意見と同じで、特定の団体だけが使っているのではないかという懸念があります。内部評価においても、野球とサッカーのことが強調されていますが、それ以外のスポーツについても適切に見てほしいという趣旨です。

【部会長】

そうですね。日本の場合だと、野球とサッカーとは定番的なスポーツで、おそらく実態としてニーズが多いということなのでしょうね。

【委員】

しかし、戸山運動広場などは、ゲートボールも使っていますよ。

【委員】

私は、全体としては適切であるのですが、目的又は実績の評価のところにつけた意見を説明させていただくと、ほかの区の施設でも新宿区民が使えるようになっているということですが、費用負担はどうかと聞いたところ、費用の半分を新宿区が持っているということでした。しかし、新宿区民の利用者は何人なのかというのは分からないという話だったので、その数字は出すべきではないかと思いました。

【部会長】

利用申請の際に分からないものなののでしょうか。

【委員】

団体で申請する場合がありますからね。書類に団体の内訳などが書いてあれば分かるかもしれませんが。

【委員】

おそらく、書かせていないのではないのでしょうか。

【委員】

調べようと思えば調べられると思うのですよね。

【委員】

調べ方にもいろいろありそうですが。

【委員】

新宿区の肩をもつわけではありませんが、調べるのは結構難しいと思いますよ。

【委員】

利用実態の把握を是非してみてくださいという感じで、意見を残しておいてはどうでしょうか。

【委員】

お金を出しているのだから、区民の何人ぐらいが利用したという目安がほしいということなのですよね。

【委員】

費用の半分を払っているのに区民利用者がこんなに少ないという実態であれば、見直しということにつながるかもしれません。

【委員】

おそらく、中野区と新宿区の共同で使っているところは、新宿区のほうが利用率は高いですよ。なぜかといったら、中野区の学校の校庭のほうが広いし、そこは土なのです。ですから、新宿区のほうが利用率は高いと思いますね。

【部会長】

通常業務で得られるデータでは把握できないでしょうが、把握しようという意思を持てば可能ではあるでしょう。

では、この事業は、適当であるということによろしいでしょうか。それで、一応、主として団体利用や組織的スポーツの場の不足への対応という趣旨で意見を記載すればよいと思います。

【委員】

あと、この事業は新宿未来創造財団に委託して実施していますが、財団は非常に多岐に渡ることを手掛けているから、少し整理したほうがいいのではないかと思います。余りにも広範囲過ぎるのではないかという感じがするので。

【部会長】

今のご意見はおそらく、新宿未来創造財団のあり方に関するることにつながっていきますが、確かに今、そこに集中させようという方向が、この事業からしてもかなり見えますよね。

ほかの団体にも門戸を開くということも、あり得ると言えばあり得るので、そういうご意見も記載しておきましょうか。

では、経常事業143はこの辺でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、次の事業に入りましょう。

次は、経常事業147「生涯学習館の管理運営」です。これについても、適当でないと評価した委員から口火を切ってもらえればいいと思います。

【委員】

結局、ほかの事業についても言えることですが、新宿未来創造財団が全てにおいて関わっているのも、そのことをこの事業で話すのがいいのか分かりませんが、一つの団体が全てを取り仕切っているというのが、あまりよくないのではないかと思います。

【部会長】

ちなみに、この事業ですが、質問に対する回答をいただいています。地域センターと生涯学習館の違いについて、丁寧にご説明いただきました。

あとは、一つの論点として、外郭団体が一元的に何でもやるという方向性はどうかという問題提起が、先ほど委員からなされました。ほかの委員はどうでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。ですから、基本的にはそういう問題があるわけです。ただ、一方で、この事業が相当定着しているということであり、いろいろな事業が集積されて多くなってしまっているというのは結果としてあるわけですが、システムの安定性ということを考えなければならないということがあるわけです。現在のところ、私がここで適当であるとしたのは、こういうことが安定的に行われているということについては、よしとしたということです。

【部会長】

この事業の評価の前提として、生涯学習館と地域センターとの違いについてはご回答いただいています。要は、生涯学習館はやはり生涯学習に特化していて、地域センターのほうはそういう機能もありますが、地域団体の会議などにも使っています。実際には、長く使っている団体が多いというご説明ではありましたが、一応そういう違いがあるというご説明だったかと思えます。

【委員】

よろしいでしょうか。

私は、手段の妥当性のところで、若い人の利用ということを考えたほうがいいのかということを書いているのですが、追加質問に対する回答として、28.8%は若い団体の利用である、ということですので、この意見については取り下げます。

あと、部会長の意見と同じかもしれませんが、この事業の目的が生涯学習の振興を図ること、区民が学び、集い、文化的活動に親しんで学習を振興することだと書いてあります。そういう意味では、お祭りやギャラリーなどについて、みんなでそういう工夫をした運営を行っていることにも触れるべきではないか、という意味で意見を書きました。

【部会長】

この意見は、どこに書くべきことだったのでしょうか。

【委員】

こういうことを誰が担っているかということで、サービスの負担と担い手のところに書くべきかとも思いますが、一つの実績と考えれば、目的又は実績の評価にも当てはまるかと思いません。

【部会長】

実は、私は生涯学習のあり方そのものについて一定の個人的見解を持っていて、生涯学習が自分の趣味で学ぶというだけに終わったらよくないと思うのです。それは、社会教育というものの理念からしてそう言えると思うのですが、そうすると、例えば生涯学習館というものを整備して、そこを税金でもって運営していくとするならば、やはり、生涯学習で学んだことが社会にいかされるという方向性になろうかと思えます。ですので、その手掛かりとなる設置条例の規定は、やはり「集う機能」ということになると思うのです。ですから、そこを大事にして、この事業を評価していくべきだと思うので、その旨を書きました。

したがって、社会教育、生涯学習に関する私の個人的見解は別として、評価の立場で言えることとして、評価指標に生涯学習館における区民の交流度を図るような指標があってしかるべきではないかとお伝えするのが一番適切だと思うので、目的又は実績の評価のところ、この意見を付しておきたいと思えます。

【委員】

よろしいですか。

幅広い世代が機会を活用しているということについて、追加質問をしたことによって初めて分かったのですが、このような実績を内部評価に明記していただく必要があるのではないかと思います。

【部会長】

文体としては、そういう方向で推進していったほしいという調子になりましょうか。

【委員】

はい。それともう一つ、先ほど部会長がおっしゃったことについては非常に同感するところであり、生涯学習は個人の勉強、個人の教養というところにとどまっているように感じます。

【部会長】

生涯学習で学んだことが地域活動にいきっていくべきだと考えると、地域センターとの違いは相対的なものであるということで、おそらく、歴史的にはいろいろな事情があつていろいろな施設体系ができていられるので、なかなか論理的には説明できないかもしれませんが、地域センターも生涯学習館も、地域活動や市民活動につながっていく場として運用されているということが大事だという趣旨で書いていただければいいかと思えます。

【委員】

よろしいですか。

私は、生涯学習と地域センターとは明らかに違うものですが、あまりにその位置付けの違いにこだわると、そうした施設に人が来なくなるということもあるのではないのでしょうか。ここはやはり、趣味の集まりでもいいから出てきてほしいというふうに、生涯学習のほうは性格づけをしていると、私個人は思っているところです。

【委員】

趣味の集まりというのは確かにそうですが、それは税金を投入する正当性があるのでしょうか。

【委員】

それは、多面的に見た場合に、そういうふうに活動の場を与えることによって、その人の健康を増進したり、それから、その人の存在を地域が確認できたり、ということがありますから。やはり、出てきてもらうということは非常に価値があると私は思います。

【部会長】

確かに、70年代以降のコミュニティ政策の主軸というのは生涯学習だったのですよ。生涯学習というものをどう捉えるかってなかなか悩ましい問題に思うのですが。

【委員】

ですから、それは集うということが主軸でいいのではないのでしょうか。貢献ということを求めないで、まずは出てきてもらうということです。

【部会長】

その辺のニュアンスは、いろいろあるかと思いますが。

あと、類似・関連のところに委員が意見を寄せていますが、例えば、究極的には、地域のつながりが豊かになるような意識を運営側が持つということを大事にしていくという書き方にするのであれば、異論は特にないわけですよね。そういうようなニュアンスで意見を書けばよいと思いますが。

あとはいかがでしょうか。

評価区分としては、ここは一応適当であるとしておきましょうか。

委員の中には、生涯学習館をよく使われる方はいらっしゃるのでしょうか。

【委員】

いや、生涯学習のほうはあまりないですね。地域センターはもともと、各地域の核ということで作られたかと思います。

それで、生涯学習館というのは、規模的にいうともう少し小さい感じで捉えています。

【委員】

すみません。地域センターと生涯学習館の位置付けの違いなのですが、生涯学習館というのは、「学習を通じた仲間づくり」をスローガンに「学習サークルづくり」に力を入れていて、登録団体への支援を積極的に行っていて、登録団体への会員募集や新規登録団体をつくることを一所懸命やっているというご説明でした。そうであれば、それをこの内部評価の中にも、もっと書いていかれたらいいのではないかと思うのです。そういうことも含んだ上で内部評価を

していただいたら、本来発揮すべき力がもっと出てくるようになるのではないかという気がしました。

【部会長】

では、そのことは総合評価のところに書くのでしょうか。

この辺で、経常事業147はよろしいでしょうか。

それでは続いて、経常事業149「新宿コズミックスポーツセンターの管理運営」です。

【委員】

新宿スポーツセンターのほうは指定管理者が民間で、新宿コズミックスポーツセンターのほうは指定管理者が新宿未来創造財団だということでした。やはり新宿未来創造財団があまりにも広範囲に手掛けすぎてしまっていて、よくないのではないかという意見です。

【部会長】

たしか、新宿コズミックスポーツセンターのほうが団体利用施設で、新宿スポーツセンターのほうは個人利用施設という仕分けになっているというご説明だったと思います。

ほかの委員のご意見はいかがですか。

【委員】

それぞれの事業で、現状として区民のニーズに对应されているかどうかということもまた重要なわけです。指定管理者が財団であることが適切であるかどうかはともかくとして、日常の運営については、支障なく安定的に稼働できているということのようでありますから、適切であると評価しました。

ですから、強いて言えば、事業の方向性等について問題が生ずる可能性があるというようなことで、先ほど委員が言われたような懸念をある程度表明しておく、あるいは、後々の財団そのものを議論することにつなげるように、特に支障が生じているような事業があれば、事業の方向性のところで、意見を付しておくということでしょう。

【委員】

この財団に任せておくことが特に支障があるわけではないのですが、財団へ全て任せてしまうことによって、財団の組織がどんどん大きくなっていつてしまわないかということです。

【委員】

ですから、そのことを事業の方向性か何かのところで書くということです。

【委員】

財団が大きくなっているということについて、これでいいのかということは私も思っています。

やはり、メリット・デメリットがあって、そのメリットの部分がいかされているのかという検証もあるし、メリットのほうが大きいのであれば、この部分はやはり今の形態のままでもう少し強化する必要があるのではないかという議論も必要だし、そういう評価というのは必要ではないかという気がします。

【部会長】

そうすると、なかなか難しいのですが、総合評価については、新宿コズミックスポーツセンターの管理運営が特に適正になされていないというわけではないので、ここについては適當であるでいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、事業の方向性のところで、外郭団体に管理運営を任せるという方向性についてはどうなのか、という意見を書くかどうかですね。

【委員】

私は、經常事業149というものの現状は、区民から見れば、それなりに十分役に立っていると思います。ただ、先ほど委員が言われたように、その根底に内包されている問題があるということであれば、事業の方向性を適當でないとした上で、意見を付しておいてもいいと思います。

【委員】

内部評価のあらゆるところで、新宿未来創造財団に任せているからよいというような感じで書いてあるので、果たしてそうなのかということの問題提起したいのですよね。

【部会長】

プロポーザルなどはしていないでしょう。

【事務局】

新宿コズミックスポーツセンターについては、前ははしていません。新宿スポーツセンターについてはプロポーザルですが。

【部会長】

専門職を育てるという意味では、やはりプロポーザル方式で、民間の主体の参加がいいのだらうと思います。

【委員】

はい。

【委員】

民間が誰も手を挙げないようなところであれば財団に任せるのも分かりますが、民間がやってもいいと思うようなところは、なるべく財団ではなくて民間に移行すべきではないかと思います。

【部会長】

その意味では、この分野は意見を言いやすいかもしれないですね。少なくとも、競合的にやるべきではないのか、という意見です。

この点を、外部評価委員会として問題提起をすることは非常に意味があると思います。それで、この問題提起をするときに、適當であるとするか適當でないとするか、そこはやはり一つの考えどころで、委員のほうでインパクトをやや高めたいということであれば、適當でないという評価にするのも一つの手ですが。

【委員】

現状ではよくやっているという内部評価については正當に評価しますが、財団に任せ過ぎている現状の整理をしてほしいというような論旨で書くということができるのではないのでしょうか。

【委員】

それは、事業の方向性で、ということでしょうか。

【委員】

ええ。事業の方向性でもいいです。

【事務局】

現状について、明らかに区民目線で支障が出ているといった部分がない場合は、さすがに適當でないと言われると、指定管理をやめるといった検討はなかなか難しいので、適當であるとしながらも、一方では、そういう民間の力をもっといかす方向を検討すべきではないかというご意見でまとめるということはあるかと思ひます。

【委員】

適當ではないとい評価にするのは、少し抵抗があります。

対象が個人であれば、民間がやっているようなスポーツジムと同じ運営のノウハウで大丈夫だと思うのですが、対象は団体ですから、採算的に合うようなものとはまた違ってくるのではないかと思ひまして、適當でないというにはやや性急なのではないかという気がします。

あと、新宿未来創造財団がつくっている「施設ガイド」という冊子をいただきました。そこには、自分たちが運営している新宿コズミックスポーツセンターなどについては情報がたくさん載っているのですが、新宿スポーツセンターなどはホームページの案内があるだけで、区民のことを考えていないのではないかという気がします。施設に関係なく、情報をきちんと載せてほしいなと思ひました。以上です。

【部会長】

最後の、情報が一元化されていないというご指摘は、次にとりまとめる經常事業148「新宿スポーツセンターの管理運営」の、その他意見に書いたらいいという気がします。

ここまでの審議をまとめると、まず、総合評価として、団体利用の施設であるから新宿コズミックスポーツセンターを外郭団体が指定管理しているのだと外部評価委員会としては理解したというようなことを書いておきましょう。そして、評価区分としては、全体として不満なくされているようなので、適當であるとしておきましょう。

次に、事業の方向性ですが、こちらとしても、適當でないと言ひ切るだけの自信がないので、適當であるということにしておきましょうか。ただ、少なくとも、民間のノウハウを導入できるようなことも検討していくべきなのではないかということ意見を意として伝えておきましょう。

それから、その他意見のところ、この種の施設の相場として利用料金収入の占める割合について一定の考え方を持つておくべきではないかという委員のご意見がありますが、これはいかがでしょうか。実際、相場はあるのでしょうか。

【事務局】

基本的な区の受益者負担の考え方からいけば、この新宿コズミックスポーツセンターについては、選択的サービスであり、かつ市場的サービスだということで、基本的には、受益者、利用者が全額負担という考え方にはなっています。

【部会長】

ということは、利用料金収入で赤字が出ないはずだということでしょうか。

【事務局】

ただし、その利用料金の考え方の中に、いわゆる人件費とかは入っているのですが、例えば減価償却費といったものは入っていないので、その辺については、例えば今回、消費税率の改正などもあったわけですが、そういった部分についてどういうふうに反映していくかということについて今後、当然ながら区としても検討しなければいけないし、現状も検討しているということになります。

【部会長】

前にこの場でも例に出したと思いますが、オーケストラなんていうのは、入場料収入が占める割合って10%が相場なのですね。だから、その足りない部分は、音楽という伝統芸能を保持する社会的費用として、政府というか税金を充てるという考え方なのですが、スポーツの場合は違うのでしょうか。

【事務局】

新宿コズミックスポーツセンターも含めて、今の区の考え方は、いわゆるインフラ整備の一環として、その部分は税負担という考え方で、現状はやっています。

ただ、受益者負担も、厳密に言うと、すべてをかぶせているという考え方ではなくて、いわゆる施設の維持管理に必要な経費と人件費というふうに絞っています。ですので、大規模改修が行われた際の改修費などは、今は利用料金に反映していません。ですので、電気代やビルメンテナンス分、管理運営費、人件費の回収となっています。

【部会長】

そういう考え方なのですね。分かりました。

【事務局】

今のこの受益者負担の考え方は、平成12年からとっている考え方で、その後、平成16年度から新宿区の場合は指定管理施設が入ったのですが、その際に考え方を修正していないので、区政課題の大きな課題の一つになっています。

指定管理制度導入によって、経費構造が変わってしまいましたので、その部分をどのように見ていくかというのが今非常に大きな課題です。おそらく、他の自治体も悩んでいるところではないかと思います。

利用料金の設定は、ほかの利用料や使用料の関係もあり、別のところで整理をしているところですので、個別の施設の中での評価という部分ではなかなか意見を付けられても、対応が難しいかと思います。

【部会長】

では、利用料金の設定についてのご意見は外しておきましょう。

この事業は、こんなところでよろしいでしょうか。

では、次の事業に入りましょう。次は、経常事業148「新宿スポーツセンターの管理運営」です。

【委員】

これは、ヒアリングのときに説明があったのですが、この手の施設については、機械の老朽化ということもあるので関心を持っていましたところ、建物の老朽化もあわせて考えた場合に、フローの手当は仮に受益者負担で許しているとしても、ストックのほうの問題は解決できないとすれば、これを機に、そのスポーツセンターのあり方については考える必要があるのではないかということで、事業の方向性を現時点で安易に継続とするのは少し問題があるのではないかということで、適当でないと思いました。

ストックのほうの更新を考える時期であることは所管課としても認識されていたので、そうなると、このまま継続とする方向性は厳しいのではないかと思ったのです。

【委員】

総合評価で、今後の課題は大規模修繕の実施と書いていますが、それでもだめだということでしょうか。

【部会長】

所管課としては、大規模改修ということを含めて継続と言っているのでしょうか。

【委員】

しかし、改革・改善の内容に書かれていることは、総合評価とはあまりにもかけ離れていているのです。

要は、この手の施設はとて競争が激しくて、最近、逆に規模が小さくなっているのです。

こういうのを公営でやる時代ではなくなっていると思うのです。

【委員】

新宿スポーツセンターや新宿コズミックスポーツセンターって、指定管理者期間は何年なのですか。

【事務局】

基本的には5年です。

【委員】

新宿スポーツセンターは、次はいつ指定管理者の更新が行われるのでしょうか。

【事務局】

お調べして、後日回答します。

【部会長】

先ほどのご意見はなかなか過激なのですが、確かに、専門的見地からすると、この手のスポーツセンターはもはや時代遅れであるというふうに言えるのかもわかりません。

【委員】

私としては、現に、利用者が多くてよくにぎわっているということを考えれば、この施設の必要性はあるのではないかと思います。

しかし、一方で、大規模改修が課題であるとしているのに、改革・改善の内容のところでそのことに全く触れていないことは少し気になります。

【委員】

別に、やめてしまえということではないのです。申し上げたいことは、こういう施設の維持管理経費が大きい事業については、これからは、こういう施設を区の財産として持たないような方式も、将来的には検討してほしいということです。検討のタイミング等もあるでしょうから、区切りのいいときに切り替えられるよう、検討して行ってほしいのです。

【部会長】

民間方式も考えたらどうかということは意見として書いておきましょうか。

【委員】

はい。更新であるのであれば、ですが。

【部会長】

評価区分としては、事業の方向性は一応適当であるとしておきましょうか。

【委員】

はい、わかりました。

【部会長】

その上で、改修を機に、この施設のあり方を今後再検討していただきたいというような意見を付すことになろうかと思います。

この事業はこんなところでよろしいでしょうか。

では、続いて、経常事業11「コミュニティ活動補償制度」です。では、適当でないと評価された委員から、問題提起をお願いします。

【委員】

事前登録なしで利用できるという制度自体は、確かにこういう形で成立しているのだと思いますが、結局、多くの業者が参入せずに特定の業者がそれを受託されたということをお聞きしました。

それで、保険料の算出については、過去の事故率というものをある程度把握できているから、それを前提にして算出されているかと思います。

この方式は、事故や事故率についてどれだけ正確に把握されているかということが重要になってくるのですが、そのところはあまり積極的に管理されていないような印象を受けました。そのため、保険制度の制度設計としては少し甘い部分があるのではないかと感じましたので、目的又は実績の評価、総合評価のところで、適当でないと評価しました。

ただ、利用者がどういう場合でも補てんされるというような便宜的な仕組みを区が実施されているということについては、区民にとってはメリットがあることですから、適切な方式で制

度設計ができて、ほかの保険会社も参入できるのであればそれはいいと思いますが。

【委員】

私は、コミュニティ活動補償制度自体は非常に良いと思っています。しかし、いまだに制度を知らない方が結構いらっしゃいますので、区民への周知体制が整っていないのではないかと思います。

【委員】

町会長は皆知っていますから。ですから、全員が知らなくても、トップの人が知っていればどうかなと思いますよ。

【部会長】

委員に問題提起をしていただきましたが、要は、実際に事故が起きたときに、保険金を請求するルートがどうなっているかということが一番問題なのではないでしょうか。

今、委員のお話を聞いていて、事故自体を把握しないまま保険金をどんどん請求するという風潮が出てくると、確かに保険料金が上がってくる可能性があって、そうすると、委員がおっしゃったような問題が気になるかなと思います。

ただ、自動的に保険が掛かっているということの安心感は大きいと思うのです。ですから、適当でないとするのは、結構難しいなと私は思っているのですが。

【委員】

予算事業シートの活動実績を見ると、事故の実績は年々減っています。これは、逆に、周知徹底ができていないのではないかとということも考えられますよね。

【部会長】

事故だからないほうが良いということはありません。ただ、唯一の心配は、まさに今おっしゃったところで、結局、保険が掛かっていることを知らない、知っていたとしても、請求しやすい仕組みになっているかということが問題で、私はそのことを指摘したいのです。

【委員】

私は、請求はしやすいですよ。

【委員】

だから、この制度は、部会長が言われたように安心というようなことだけであるということになって、そもそもあまり請求は来ないということもあり得るわけですね。ですから、その安心のためにこういうのをやっておきますよというなら、それはそれで理解したいと思います。

私も、意見を取り下げてもいいのですが。要はヒアリングにおけるご説明が、事前登録をしなくても適用が受けられるのがメリットである、したがって無理に把握しない、ということだったのです。私は、そういうことではないと思うのですが。

やはり、保険事故はどういったものがどれほどあるのかということ把握していなければならぬと思います。あるいは、他区で同様の水準の仕組みでやっておられるのであれば、他区の仕組みを調べて、保険料の比較などもしていくべきだと思うのです。私は、こういうものを所管している者としては最低限度の責任ではないかと考えます。

【委員】

事業者をどうやって決めるのかというときに、そもそも見積もりを取れる業者が非常に少なかったかと思います。その中で一番安い事業者と契約をしているという話でした。一番安いところに決めるのはいいのですが、もう少しやりようがあると思うのです。

【委員】

ですから、目的又は実績の評価のところ、もう少し主体的に制度運用してほしいという意見を付けて、評価区分としては適当でないとするば、総合評価のところは、便宜性が高いので、今後とも適切に事業を推進してほしいということになるでしょう。

【部会長】

では、そのようにしましょうか。

今、市民の権利意識なども大分昔とは違ってきていて、この種の保険の曲がり角かもしれないよ。その意味では、もう少し保険料をセーブする、あるいは大きく上げていく可能性もあるので、今の実態をそんなに把握しようとしめない姿勢では、対応がやや難しいかという気がします。

あと、私が問題だと思っていたのは、評価指標がないということなのです。私自身も、こういう指標がいいのではというものを提案できるわけではありませんので、そこまで強く言えないのですが、意見としては伝えたいと思います。

【委員】

私は、効率性という観点から、保険料の額の設定についてきちんと説明できるようにしてほしいと考えました。

何かあったときに安心できるようこういう制度を用意しておくことは、やはり意義があることだとは思いますが、かといって、高いか安いかよく分かりませんというのは少し困るので、そこをもう少しチェックしていただきたいと思います。

【委員】

受益者負担についての部会長のご意見の中の「共益的」とは、どういう定義なのですか。

【部会長】

不特定多数を指す「公益的」に対し、特定多数を指す言葉として使っています。その地域に住んでいる人だから、特定されるということです。それに対して、NPOなどは特定できないという、こういう議論でした。私は、町会も「公益的」なものだと思っていますが、もし共益団体なのであれば、当然に受益者負担が発生する余地が生じます。そのように言われたときに、どう反論するのか考えておいてください、という意味です。

【委員】

新宿区は、どっちと考えているのですかね。

【部会長】

考え方はいろいろあると思うので。

【委員】

新宿区は、自治会は共益的と言っているのですか。

【委員】

よく言われるのが、両方の性格を持っていますということです。

要するに、行政だけでも対応しきれないと。

【部会長】

その意味では、町会・自治会は地方公共団体の公共性を一方で担っているわけです。かつ、民間的な側面も有していると。

【委員】

公益か共益かというのは非常に議論のあるですから、ここまでにしておきましょう。

【委員】

意見としては残しておいていいのではないのでしょうか。

【部会長】

そうですね。

では、この事業はこんなところでよろしいのでしょうか。各委員のご意見はそれぞれ残していきたいと思います。

ほかにご意見はありますか。

【委員】

評価シートの中の分析結果のところ、今、区などが実施する事業のうち、参加者を制度の対象とするか否かを毎年検討しているというのですね。これは、狭くするように考えているのでしょうか。もう、今更言ってもしょうがないのですが。

【部会長】

今から質問しても、構わないと思います。それで、あまりにも意外な回答が出てきたら、また、検討しましょう。

【委員】

すみません。予算事業シートの方性の内容なのですが、「区等が実施する事業のうち、参加者を制度の対象とするか否かを毎年検討しています。」とあります。

【部会長】

これは、主催者が区である場合ということですよ。

【委員】

「等」となっているのです。

【部会長】

町会等が主催する事業もカバーしているという意味でしょうか

【委員】

それで、活動している人には保険は下りるけれども、参加者には保険は下りないようで、その辺のことを所管課に確かめたいのですが。

【委員】

参加者も下りるはずです。

【委員】

ですが、傷害は、参加する人は入らないということらしいのです。

【委員】

そういうことですか。

【部会長】

では、「区等が実施する場合に」ということの真意を事務局から所管課に確認していただくということによろしいでしょうか。

【委員】

はい。お願いします。

【部会長】

では、本日は予定時間を超過しているので、ここで閉会としましょう。

皆さん、お疲れさまでした。

<閉会>